別添

義肢等補装具費支給要綱

1　趣旨

業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により傷病を被った者（以下「被災労働者」という。）等にあっては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等（以下「義肢等補装具」という。）を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）第 29 条第１項の社会復帰促進等事業として義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する。

2　支給種目

義肢等補装具の購入に要した費用（以下「購入費用」という。）として支給できる種目は、次のとおりである。

なお、①－２の筋電電動義手は、「義肢等補装具支給要綱の改正等について」（平成 20 年３月 31 日付け基発第 0331005 号）の記の第１の２に示す特別種目として購入費用を支給するものとする。

①　義肢
①－２　筋電電動義手
②　上肢装具、下肢装具及び靴型装具
③　体幹装具
④　姿勢保持装置
⑤　視覚障害者安全つえ
⑥　義眼
⑦　眼鏡（コンタクトレンズを含む）
⑧　点字器
⑨　補聴器
⑩　人工喉頭
⑪　車椅子
⑫　電動車椅子
⑬　歩行器
⑭　収尿器
⑮　ストマ用装具
⑯　歩行補助つえ
⑰　かつら
⑱　浣腸器付排便剤
⑲　床ずれ防止用敷ふとん
⑳　介助用リフター

㉑　フローテーションパッド(車椅子及び電動車椅子用に限る。以下同じ。)
㉒　ギャッチベッド
㉓　重度障害者用意思伝達装置

3　支給基準
（1）対象者及び範囲
ア　購入費用を支給する対象者及び範囲は、「別表１　義肢等補装具購入費用の支給対象者及び対象範囲」（以下「別表１」という。）に定めるところによる。
イ　別表１の「障害（補償）等給付を受けると見込まれる者」とは、障害（補償）等給付の請求から支給決定まで相当期間を要する場合において、当該請求の時点で義肢等補装具の支給要件を満たすことが明らかである者をいう。
ウ　次の者は、別表１において「障害（補償）等給付を受けた者」とみなして取り扱う。
（ア）労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和 35 年法律第 29 号)の規定による改正前の労災保険法の規定による打切補償費を受けた者で傷病が治ゆし、義肢等補装具を必要とする程度の障害を残したもの
（イ）労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和 40 年法律第 130 号)の規定による改正前の労災保険法の障害補償費等の支給を受けた者
（ウ）時効により障害（補償）等給付の支給を受けることができない者
（エ）労災保険法に規定する第三者行為による災害について損害賠償を受けたため障害（補償）等給付を受けることができない者
（2）型式及び価格等
購入費用の支給の対象となる型式及び価格等の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第 25 項及び第 76 条第２項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の別表（以下「告示別表」という。）の１に定めのある種目（名称）については、これによることとし、告示別表の１に定めのない種目（名称）については、「別表２　支給基準」（以下「別表２」という。）に定めるところによる。
（3）耐用年数が経過する前の購入費用の再支給
ア　事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、本要綱に定める耐用年数を経過する前に使用不能となった義肢等補装具を有する者から義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請があった場合には、義肢等補装具の購入又は修理を行おうとする者（以下「申請者」という。）の職業、作業態様、日常の使用状況、障害の状態等を勘案の上、通常の使用状態においてき損し（本人の故意による事故によって生じた場合を除く。）、修理不能となったものと認められるものに限って購入費用を

支給できる。

なお、修理不能とは、修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合をいう。

また、修理不能に該当しない義肢等補装具であっても、当該義肢等補装具の修理に要する費用が、告示別表の１及び別表２に定める価格を超えるものと認められる場合には、当該義肢等補装具の購入費用を支給して差し支えないものとする。

イ　「義肢」、「上肢装具、下肢装具及び靴型装具」、「視覚障害者安全つえ」、「義眼」、「車椅子」及び「歩行補助つえ」について、業務上の事由又は通勤等によりき損し、かつ、修理不能又は使用不能となったときは、当該義肢等補装具（以下「旧使用の義肢等補装具」という。）が社会復帰促進等事業として購入費用を支給された義肢等補装具であるか否かは問わず、新たに購入費用を支給する。

なお、旧使用の義肢等補装具が社会復帰促進等事業により購入費用を支給されたものでない場合には、上記の事由により購入費用を支給した義肢等補装具が、その後告示別表の１及び別表２に定める耐用年数を超えたときであっても、新たに社会復帰促進等事業により義肢等補装具の購入費用の支給は行わない。

４　修理基準

（１）義肢等補装具の修理に要した費用（以下「修理費用」という。）を支給できる種目は、次のとおりである。

①　義肢

①－２　筋電電動義手

②　上肢装具、下肢装具及び靴型装具

③　体幹装具

④　姿勢保持装置

⑤　視覚障害者安全つえ

⑥　眼鏡（コンタクトレンズを除く）

⑦　補聴器

⑧　人工喉頭

⑨　車椅子

⑩　電動車椅子

⑪　歩行器

⑫　収尿器

⑬　歩行補助つえ

⑭　介助用リフター

⑮　フローテーションパッド

⑯　重度障害者用意思伝達装置

⑰　人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

（２）修理の要件

修理費用は、社会復帰促進等事業として購入費用が支給された（１）に掲げる義肢等補装具（「⑰　人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置）」については、療養（補償）等給付により装着されたものに限る。）が、通常の使用状態においてき損した場合又は経年により劣化した場合等に支給する。

ただし、次に掲げる場合には、修理費用を支給しない。

ア　本人の故意による事故によって生じたき損の場合

イ　修理により義肢等補装具の本来の機能を復元することができない場合

（３）修理の範囲

ア　修理は、告示別表の３に定めのある種目については、これに定めるところによることとし、告示別表の３に定めのない種目については、「別表３修理基準」（以下「別表３」という。）に定めるところによる。

なお、告示別表の３及び別表３の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定めのないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づき適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができる。

イ　修理は、修理を要する義肢等補装具の本来の機能を復元するための一切の修理とし、耐用年数の範囲内において回数に制限を付さない。

５　基準外支給

やむを得ない事情により必要があると認めるときは、別途定めるところにより、上記２の支給種目の範囲内において、上記３の支給基準及び上記４の修理基準並びに下記８の支給の手続に基づかない購入費用又は修理費用の支給をすることができる。ただし、本要綱に定める支給基準及び修理基準並びに支給の手続では必要最小限の目的すら達せられない場合に限り認められるものである。

６　研究用支給

適正な支給の研究を実施するため、必要に応じ研究用支給を行うことができる。

なお、研究用支給の支給基準等については、別途定める。

７　海外支給

本要綱に定める「義肢」又は「車椅子」の支給対象者であって、海外に居住しているものについて、所轄局長は、別途定めるところにより、当該者が海外の居住地で購入した「義肢」又は「車椅子」の費用を支給することができる。

８　支給の手続

（１）申請

申請者は、「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」（様式第１号(1)。以

下「申請書」という。）を所轄局長に提出する。

なお、別表１の①－２のイの片側上肢切断者に係る筋電電動義手の購入費用の支給申請において、就労状況を要件とするものにあっては、申請書に「就労状況等に関する申立書」（様式第１号(2)）を添付する。

また、別表１の⑳の介助用リフターの購入又は修理を行おうとするに当たっては、申請書に「介護人等の状況報告書」（様式第１号(3)）を添付する。

（２）障害の確認

所轄局長は、申請者の障害について、社会復帰促進等事業原票（「外科後処置の実施について」（昭和 56 年２月６日付け基発第 69 号）の別添「外科後処置実施要綱」（以下「外科後処置実施要綱」という。）の様式第６号）又は労働基準行政システム等（以下「原票等」という。）により確認を行う。

なお、原票等により、確認できない場合には、申請者の居住地の市町村が設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）等に照会し確認を行う。

（３）耐用年数の確認

社会復帰促進等事業により、義肢等補装具の購入費用の支給を受け、その後、障害者総合支援法に基づき補装具費の支給を受けた者に係るその後の耐用年数の経過の確認は、次により行い、申請書裏面の記事欄に耐用年数経過確認済の記載を行う。

ア　所轄局長は、身体障害者手帳等により耐用年数の確認が容易に可能な場合、当該手帳により必要事項の確認を行う。

イ　アにより確認ができなかった場合には、申請者の居住地の市町村が設置する福祉事務所等に照会し確認を行う。

（４）承認等

ア　所轄局長は、申請者が上記３の支給基準又は上記４の修理基準の要件を満たす者であるか否かを判断の上、承認・不承認の決定（以下「承認決定等」という。）を行い、その旨を「義肢等補装具購入･修理費用支給承認決定通知書」（様式第２号(1)）又は「義肢等補装具購入･修理費用支給不承認決定通知書」（様式第２号(2)）により通知するものとする。

また、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）、行政手続法（平成５年法律第 88 号）の適用がある。

このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。

（ア）義肢等補装具費を支給するに当たっての承認決定等は、行政不服審査法第１条に規定する処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。

（イ）義肢等補装具費を支給するに当たっての承認決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。

なお、再審査請求は行うことができないものであること。

（ウ）承認決定等を行う際は、その相手方に対し、「義肢等補装具購入･修理

費用支給承認決定通知書」（様式第２号(1)）又は「義肢等補装具購入･修理費用支給不承認決定通知書」（様式第２号(2)）をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意すること。

（エ）義肢等補装具費を支給するに当たっての申請を不承認とする場合には、「義肢等補装具購入･修理費用支給不承認決定通知書」（様式第２号(2)）に当該決定の理由を付記する、又は理由を明記した別紙を添付して通知すること。

イ　所轄局長は、筋電電動義手のうち、別表１の①－２のアの両上肢切断者に係る筋電電動義手については、下記９（１）イの「両上肢切断者に係る筋電電動義手の適合判定結果報告書」（様式第 12 号(1)）に基づき、また、別表１の①－２のイの片側上肢切断者に係る筋電電動義手については、上記（１）の「就労状況等に関する申立書」（様式第１号(2)）及び下記９（１）イの「片側上肢切断者に係る筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定結果報告書」（様式第 12 号(2)）に基づき、申請者が上記３の支給基準又は上記４の修理基準の要件を満たす者であるか否かを判断するものとする。

ウ　所轄局長は、下記 10 の症状照会が必要な義肢等補装具の支給に当たっては、症状照会の結果に基づいて上記３の支給基準又は上記４の修理基準の要件を満たしているか判断の上、承認した申請者に対して当該義肢等補装具に係る「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」（様式第２号(1)）を交付する際に、「症状照会に対する回答書」（様式第 18 号(1)～(4)）の写しを添付するものとする。

（５）発注

承認を受けた申請者は、速やかに義肢等補装具の製作又は修理等を行う業者（以下「義肢等補装具事業者）という。）に「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」（様式第２号(1)）を提示し、告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める範囲内において、義肢等補装具の購入又は修理に係る発注を行う。

なお、下記 10 の症状照会が必要な義肢等補装具については、「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」（様式第２号(1)）に「症状照会に対する回答書」（様式第 18 号(1)～(4)）の写しを添付して提示する。

また、当該発注を取りやめた場合には、申請者が所轄局長に対し、その旨を直ちに報告する。

（６）引渡し

ア　義肢等補装具の引渡しの際、申請者は義肢等補装具事業者に義肢等補装具の購入費用又は修理費用を支払い、義肢等補装具事業者は申請者に領収書を発行する。

この際、義肢等補装具事業者は、「義肢等補装具購入・修理費用内訳書」（様式第８号(2)～(8)）（義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子及び電動車椅

子の製作又は修理を行った場合に限る。)、義肢採型指導医が交付した「証明書」(様式第７号)(下記 11 の採型指導を行った場合に限る。)を申請者に渡す。

イ　申請者は、義肢等補装具の購入費用又は修理費用につき、支給される金額の代理受領を義肢等補装具事業者に委任することができる。この場合、申請者は、義肢等補装具事業者に費用(下記 13 の(１)の範囲内の金額に限る。)を支払う必要はない。

(７)差額自己負担

告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める種目、名称、型式、基本構造等の要件を満たすものであるが、申請者が希望するデザイン、素材等を選択することにより下記 13 の(１)の範囲の金額を超えることとなる場合には、告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める価格との差額を申請者が負担することとして、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給対象とすることは差し支えない。

また、ギャッチベッドに係る購入費用の支給承認を受けた申請者については、別表１に定める電動式ギャッチベッドの支給基準を満たしていない場合であっても、告示別表の１及び３並びに別表２に定める手動式ギャッチベッドの支給価格との差額を申請者が負担することとして、電動式ギャッチベッドの支給対象とすることは差し支えない。

(８)支給基準等に基づかない製作等

義肢等補装具事業者は、申請者の障害の状態等を勘案してやむを得ない事情により、上記３の支給基準及び上記４の修理基準に基づかない製作又は修理等を行う必要があると思われる場合、速やかに所轄局長に報告を行う。

９　筋電電動義手の装着訓練、試用装着期間及び適合判定等

(１)装着訓練、試用装着期間における指導等及び適合判定の依頼

筋電電動義手の支給に当たっては、確実に筋電信号を検出し、的確に訓練を行い、実際に申請者が筋電電動義手を使用可能であるか等を的確に判断する必要があり、次により装着訓練、試用装着期間における指導等(以下「装着訓練等」という。)及び適合判定の実施を依頼する。

ア　所轄局長は、筋電電動義手の購入に要する費用の支給申請を受け付けたときは、申請者に対し、「外科後処置申請書」(外科後処置実施要綱の様式第１号)を提出させ、外科後処置実施要綱の２の対象者として「外科後処置承認決定通知書」(外科後処置実施要綱の様式第３号(1))を交付するとともに、下記(２)の医療機関のうち申請者が希望する医療機関に対し、両上肢切断者にあっては「両上肢切断者に係る装着訓練及び適合判定の実施依頼書」(様式第３号(1))により、また、片側上肢切断者にあっては「片側上肢切断者に係る装着訓練等及び適合判定の実施依頼書」(様式第３号(2))により装着訓練等及び適合判定の実施を依頼する。

イ　筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施した医療機関は、申請者に

対する筋電電動義手の装着訓練及び適合判定の終了後、速やかに、「両上肢切断者に係る筋電電動義手の適合判定結果報告書」（様式第 12 号(1)）又は「片側上肢切断者に係る筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定結果報告書」（様式第 12 号(2)）により、所轄局長に対し報告する。

ウ　申請者が筋電電動義手の装着を希望しないことを申し出た場合又は明らかに上記３の支給基準を満たさないことが判明した場合には、「装着訓練中止報告書」（様式第 13 号）により、所轄局長に対し報告する。

（２）装着訓練等及び適合判定を実施する医療機関の届出等

ア　両上肢切断者に係る筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を実施する医療機関又は片側上肢切断者に係る筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定を実施する医療機関（以下、これらの医療機関を「実施医療機関」という。）は、下記 11（３）において指定する義肢採型指導医であって、次の（ア）又は（イ）の要件に該当する医療機関とし、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に届出を行う。

（ア）労災保険法第 29 条第１項の社会復帰促進等事業として設置された病院

（イ）社会復帰促進等事業として外科後処置に係る委託契約を締結している病院又は診療所

イ　アの実施医療機関に係る届出を行おうとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に「筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定実施医療機関に係る届出書」（様式第 14 号）（以下「届出書」という。）を提出する。

なお、提出後、提出した届出書の内容に変更が生じた場合には、届出書を提出した都道府県労働局長に遅滞なく「筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定実施医療機関に係る変更届出書」（様式第 15 号）（以下「変更届出書」という。）を提出する。

ウ　届出書又は変更申出書の提出があった都道府県労働局長は、本省に報告を行う。

（３）筋電電動義手の装着訓練の期間及び片側上肢切断者に係る筋電電動義手の試用装着期間

ア　装着訓練の期間

（ア）筋電電動義手の装着訓練の期間は、前腕切断者については原則として４週間以内、上腕切断者については原則として６週間以内とする。

（イ）上記（ア）の装着訓練の期間については、装着訓練を担当する医師が、訓練期間を延長すれば確実に筋電電動義手の使用が可能であると判断する場合には、装着訓練の期間を、原則として最大４週間延長することができ、また、ソケット適合のために日数を要する場合にはさらに最大２週間延長することができる。

イ　片側上肢切断者に係る筋電電動義手の試用装着期間

片側上肢切断者に係る試用装着期間は最大６か月で、担当医師が申請者の義手取扱いの習熟度等を踏まえ、医学的に必要な期間とする。

また、実施医療機関は、試用装着期間において、月に１回程度、申請者に対して指導等を行うものとする。

（４）能動式義手の装着訓練

ア　能動式義手の装着訓練の期間は、前腕切断者については原則として４週間以内、上腕切断者については原則として６週間以内とする。

イ　上記アの装着訓練の期間については、装着訓練を担当する医師が、訓練期間を延長すれば確実に能動式義手の使用が可能であると判断する場合には、装着訓練の期間を、原則として最大４週間延長することができ、また、ソケット適合のために日数を要する場合にはさらに最大２週間延長することができる。

ウ　能動式義手と筋電電動義手の装着訓練を併せて行う場合の装着訓練の期間は、前腕切断者については原則として８週間以内、上腕切断者については原則として 10 週間以内とする。

エ　上記ウの装着訓練の期間については、装着訓練を担当する医師が、訓練期間を延長すれば確実に能動式義手及び筋電電動義手の使用が可能であると判断する場合には、装着訓練の期間を、原則として最大４週間延長することができ、また、ソケット適合のために日数を要する場合にはさらに最大２週間延長することができる。

10　症状照会

申請者の身体障害の状態の程度及び当該身体障害の状態に応じた義肢等補装具の必要性を判断するため、症状照会を実施する。

（１）申請者の症状照会は、次に掲げる種目に対して行う。

下記①については、申請の都度、下記①以外は、原則、新規申請の際に症状照会を行う。

なお、下記③については、薬剤の銘柄又は用量を変更する場合についても症状照会を行う。

①　眼鏡（コンタクトレンズに限る）

②　ストマ用装具

③　浣腸器付排便剤

④　重度障害者用意思伝達装置

（２）所轄局長は、上記（１）に掲げる義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請を受け付けた場合、申請者の診療担当医療機関に対して、申請者の「症状照会書」（様式第 16 号）により、症状照会を行う。

なお、上記（１）①又は③（申請者が薬剤の銘柄又は用量の変更を希望する場合のみ）に係る購入に要する費用の支給申請を受け付けた場合、所轄局長は、診療担当医療機関において検査を受けさせるため、あらかじめ診療担当医療機関に連絡して検査の日時を決定し、その旨を申請者に「検査診断依頼書」（様式第 17 号）により連絡すること。

（３）症状照会を受けた医療機関は、申請者の「症状照会に対する回答書」（様式

第 18 号(1)～(4)）について所轄局長へ提出する。

11　採型指導

（１）採型指導は、次に掲げる種目に対して行う。

①　義肢

②　筋電電動義手

③　上肢装具、下肢装具及び靴型装具

④　体幹装具

⑤　姿勢保持装置

⑥　車椅子

⑦　電動車椅子

（２）採型指導の依頼

ア　所轄局長は、上記（１）の義肢等補装具の購入に要する費用の支給申請について承認を行ったときは、労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災保険指定医療機関の中から都道府県労働局長が指定した医療機関（以下「義肢採型指導医」という。）のうち、申請者が希望する医療機関に対して、「採型指導依頼書」（様式第５号）により採型指導を依頼する。

なお、採型指導の依頼は、修理費用の支給又は購入費用の再支給の場合においても、必要に応じて行う。

イ　採型指導の依頼を受けた義肢採型指導医は、当該義肢等補装具に関する採型を行うとともに、申請者の希望する義肢等補装具事業者に対して採型結果に基づいた指導を行う。

なお、車椅子及び電動車椅子の採型指導に当たっては、申請者の障害に応じて必要な種類、部品及び付属品の選択について指導を行う。

（３）義肢採型指導医の指定

ア　義肢採型指導医の指定は、医療機関からの申請に基づいて行う。

イ　義肢採型指導医の指定を受けようとする医療機関は、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に「義肢採型指導委託申請書」（様式第６号）を提出する。

ウ　イの申請書には、当該医療機関の概要を記した書類、当該医療機関の全体の平面図及び配置図、義肢採型指導担当医の医師免許証の写し、略歴及び国立障害者リハビリテーションセンター学院の実施する義肢装具等適合判定医師研修会（以下「研修会」という。）の修了証書の写しを添付する。

エ　次の要件を全て満たす医療機関から義肢採型指導医を指定する。

（ア）労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター又は労災保険指定医療機関で整形外科診療若しくは主としてリハビリテーション医療を行う医療機関であること。

（イ）上記（ア）の医療機関において、整形外科又はリハビリテーション医療について２年以上の専門研究の経験を有し、かつ、その期間も含め５

年以上の臨床経験を有するものであって、研修会を修了した医師が、実際に義肢等補装具の採型指導を行うものであること。

（ウ）本要綱で定める義肢採型指導料の額で義肢採型指導を行うものであること。

オ　都道府県労働局長は、採型指導医の指定をするときは、別紙１の契約書例を参考に当該採型指導医と義肢採型指導に係る委託契約を締結する。

カ　本要綱の実施日（平成 18 年６月１日）以前に義肢採型指導医として指定している医療機関については、本契約を締結しているものとして取り扱う。

（４）義肢等補装具の製作等に係る検査

義肢等補装具事業者は、義肢等補装具を製作又は修理したときは、当該義肢等補装具を上記（２）イの義肢採型指導医に提示して検査を受けるものとし、当該義肢採型指導医は、検査の結果、当該義肢等補装具が申請者に適合していると認めた場合には、その旨の「証明書」（様式第７号）を義肢等補装具事業者に交付する。

12　費用の請求

（１）　義肢等補装具の購入費用又は修理費用を義肢等補装具事業者に支払った申請者は、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（様式第８号(1)）及び「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」（様式第２号(1)）の写しを所轄局長に提出する。

（２）　申請者が、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の代理受領を義肢等補装具事業者に委任する場合には、義肢等補装具事業者に必要事項を記載した「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（様式第８号(1)）及び「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」（様式第２号(1)）の写しを渡し、申請者に代わり義肢等補装具事業者が、所轄局長に当該書類等を提出する。

（３）申請者又は申請者から購入等の費用の代理受領の委任を受けた義肢等補装具事業者は、上記（１）又は（２）で提出する書類に、次のものを添付する。

ア　「義肢等補装具購入・修理費用内訳書」（様式第８号(2)～(8)）（義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子又は電動車椅子に係る購入費用又は修理費用を請求する場合に限る。）

イ　義肢採型指導医が交付した「証明書」（様式第７号）（上記 11 の採型指導を行った場合に限る。）

ウ　領収書（申請者が義肢等補装具の購入費用又は修理費用を義肢等補装具事業者に支払った場合に限る。）

（４）義肢採型指導医は、義肢採型指導料を請求しようとするときは、「義肢採型指導料請求書」（様式第９号）を所轄局長に提出する。

（５）上記９の筋電電動義手の装着訓練等及び適合判定を行った医療機関は、装着訓練等及び適合判定に係る費用を請求しようとするときは、外科後処置実施要綱の５（４）の外科後処置に要した費用として、装着訓練等及び適合判

定を依頼した都道府県労働局の労働保険特別会計の官署支出官に請求する。

（６）上記 10 の症状照会に対する回答を行った医療機関は、症状回答料を請求しようとするときは、「症状回答料請求書」（様式第 19 号）を所轄局長に提出する。

（７）下記 15 の（３）の旅行の必要性についての意見照会に対する回答を行った義肢採型指導医等が、意見書回答料を請求しようとするときは、「意見書回答料請求書」（様式第 22 号）を所轄局長に提出する。

13　費用の額

（１）購入及び修理

ア　義肢等補装具の購入費用又は修理費用の額の基準は、告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める上限価格の 100 分の 106 に相当する額の範囲内とする。

イ　告示別表の１の（４）の装具（レディメイド）の購入費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、告示別表の１の規定による上限価格の 100 分の 100 に相当する額とする。

ウ　次に掲げる購入費用又は修理費用の額の基準は、前２項の規定にかかわらず、告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める上限価格の 100 分の 110 に相当する額の範囲内とする。

（ア）告示別表の１の（８）のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の支給

（イ）告示別表の１の（８）のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の支給

（ウ）別表２のかつらの支給

（エ）別表２の浣腸器付排便剤の支給

（オ）別表２の床ずれ防止用敷ふとんの支給

（カ）別表２のフローテーションパッドの支給

（キ）告示別表の３の（１）のエの表に掲げる断端袋の交換

（ク）告示別表の３の（２）のエの表に掲げる断端袋の交換

（ケ）告示別表の３の（８）のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換

（コ）告示別表の３の（８）のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）

（サ）告示別表の３の（８）のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）

（シ）告示別表の３の（８）の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ＡＣアダプタ交換及びイヤホン交換

（ス）別表３の人工喉頭の項中気管カニューレ交換及び充電器交換

（セ）告示別表の３の（６）の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換（別表の１の（６）のエの（ウ）の表に掲げるクッション（カバー付き）、背クッション、枕（レディメイド）、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換に限る。ただし、オーダーメイドで製作されたものを除く。）

（ソ）告示別表の３の（７）の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換（告示別表の１の（７）のエの（ウ）の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。）並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換（リチウムイオン電池）及びバッテリ交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換

（タ）別表３の収尿器に係る交換

（チ）告示別表の３の（８）のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

（ツ）別表３の介助用リフターに係る交換及び修理

（テ）別表３のフローテーションパッドに係る交換

（ト）告示別表の３の（８）の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換並びに別表３の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる注視点検出ユニット交換、ＣＣＤカメラ交換、赤外線照射セット交換及びＣＣＤカメラ用リモコン雲台交換

（ナ）告示別表の３の（８）のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理

エ　国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する義肢等補装具事業者が製作した義肢等補装具を購入又は修理する場合の上記ア又は前項の費用の額の基準は、上記ア又は前項の規定にかかわらず、それぞれ上記ア又は前項に掲げる額の 100 分の 95 に相当する額とする。

オ　告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める義肢等補装具の価格には荷造運搬料（浣腸器付排便剤を除く。）、使用方法の説明及び指導等の要する費用を含むものとする。

なお、所轄局長は、荷造運搬料を別途請求されたときは、義肢等補装具の製品代が正当と認められる場合に限り、義肢等補装具の製品代と運搬料

の合算額が告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める価格を超えない範囲で、これを義肢等補装具の価格に含めて支給できる。

（２）義肢採型指導料

ア　義肢採型指導医が請求できる義肢採型指導料（車椅子及び電動車椅子は除く。）の額は、採型指導に必要な資材費を含み、義肢等補装具を装着する１肢につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「診療報酬の算定方法」という。）の別表第１医科診療報酬点数表に定める義肢採型法（義肢の場合）又は治療用装具採型法（装具の場合）の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

なお、次の場合には、各項に掲げる区分を適用する。

（ア）採寸を行った場合

治療用装具採寸法（１肢につき）

（イ）手指及び足指切断に係る採型を行った場合

義肢採型法の四肢切断の場合（１肢につき）

（ウ）硬性以外の体幹装具に係る採型を行った場合

義肢採型法の四肢切断の場合（１肢につき）

（エ）姿勢保持装置に係る採型を行った場合

治療用装具採型法の体幹装具

イ　車椅子及び電動車椅子の義肢採型指導料の額は、採型指導に必要な資材費を含み、車椅子又は電動車椅子１台につき、「診療報酬の算定方法」の別表第１医科診療報酬点数表に定める診療情報提供料（Ⅱ）の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

ウ　義肢採型指導料は、義肢等補装具の採型に伴う診察料、資材費等一切の費用を含むものとし、初診料等を別途請求することはできない。

（３）装着訓練料等及び適合判定料

装着訓練等及び適合判定に要する費用は、原則として、外科後処置実施要綱の６の「費用の算定方法」により算定した額とするが、次の場合には、「診療報酬の算定方法」の別表第１医科診療報酬点数表に定める区分の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。ただし、アについては、「労災診療費算定基準について」（昭和 51 年１月 13 日付け基発第 72 号）において定める点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とし、試用装着期間中、医療機関で申請者に対して行った指導等についても、これと同様に算定した額とする。

ア　筋電電動義手の装着訓練（装着訓練 20 分当たり１単位とし、１日６単位までとする。）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（医師による場合）

イ　筋電電動義手の適合判定
　　診療情報提供料（Ⅱ）
ウ　練習用仮義手の処方、採型、装着及び調整等（訓練用仮義手１個につき１回限りとする。）
　　練習用仮義足又は仮義手の義肢装具採型法（四肢切断の場合）（１肢につき）
エ　練習用仮義手のソケット
　　告示別表の１に定めるところによる

（４）症状回答料

症状照会に対する回答に要する費用は、「診療報酬の算定方法」の別表第１医科診療報酬点数表に定める診療情報提供料（Ⅱ）の点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

なお、検査料に要する費用は、「診療報酬の算定方法」の別表第１医科診療報酬点数表に定める点数に労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定基準に定める単価を乗じて得た額とする。

（５）意見書回答料

下記 15 の（３）の旅行の必要性に係る「意見照会に対する回答書」１通につき、7,000 円とする。

（６）端数調整

算定した額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

14　費用の支払

（１）支給決定

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料、症状回答料並びに意見書回答料に係る請求書が提出されたときは、上記 13 の費用の額に定める要件を満たすものであり、かつ、義肢等補装具の購入費用及び修理費用については、告示別表の１及び３並びに別表２及び別表３に定める種目、名称、型式、基本構造等の要件を満たすものであるかを確認の上、義肢等補装具の購入費用及び修理費用については「義肢等補装具購入・修理費用支給決定決議書」により、義肢採型指導料及び症状回答料については「採型指導料・症状回答料支給決定決議書」により、意見書回答料については「意見書回答料支給決定決議書」により、それぞれ決裁の事務を行う。

（２）支出事務

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料、症状回答料並びに意見書回答料については、外国送金及び義肢等補装具費の現金払（以下「当地払」という。）のものを除き、本省において支出事務を行う。

また、外国送金及び当地払に係るものを支出するときは、「支出負担行為支出決定決議書」により、都道府県労働局において決裁の事務を行う。

（３）支出負担行為の整理区分

支出負担行為等取扱規則第 14 条の規定による支出負担行為の整理区分は、同規則別表甲号「25 保険金の類」とする。

（４）支出項目

義肢等補装具の購入費用及び修理費用、義肢採型指導料、症状回答料並びに意見書回答料は、（項）社会復帰促進等事業費（目）補装具等支給費から支出する。

（５）（２）の決裁に必要な書類

ア　義肢等補装具の購入費用及び修理費用の支出

（ア）「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（様式第８号(1)）

（イ）「義肢等補装具購入・修理費用支給決定決議書」

イ　義肢採型指導に要する費用の支出

（ア）「義肢採型指導料請求書」（様式第９号）

（イ）「採型指導料・症状回答料支給決定決議書」

ウ　症状照会に要する費用の支出

（ア）「症状回答料請求書」（様式第 19 号）

（イ）「採型指導料・症状回答料支給決定決議書」

エ　意見照会に要する費用の支出

（ア）「意見書回答料請求書」（様式第 22 号）

（イ）「意見書回答料支給決定決議書」

15　旅費の支給

（１）対象者

旅費は、次の者に支給する。

ア　義肢、上肢装具、下肢装具、靴型装具、体幹装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子又はかつらの採型若しくは装着のため旅行する者

イ　筋電電動義手に係る装着訓練、試用装着期間における指導等及び適合判定のため旅行する者

ウ　能動式義手に係る装着訓練のため旅行する者

エ　義眼の装嵌のため旅行する者

オ　眼鏡（コンタクトレンズに限る。）又は浣腸器付排便剤の購入費用の支給に係る検査のため旅行する者

カ　人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）の修理のため旅行する者

（２）範囲

ア　旅費として支給する費用は、一般に必要と認められるもので、申請者が現実に支出する費用とし、その範囲は、日本国内の旅行であって必要と認められる限り、回数に制限を付さないものとする。

イ　自家用自動車を使用して移動した場合であって、実費の算定が困難な場合の費用は、１キロメートルにつき、37 円とし、路程の算定は、当該地域の地理的条件に照らして、最も合理的と認められる経路及びキロ数による。

（３）手続

ア　旅費の支給を受けようとする者は、「義肢等補装具旅費支給申請書」（様式第 10 号(1)）を所轄局長に提出すること。

イ　所轄局長は、当該申請を受けた場合には、対象者等の要件を満たしているか否かを判断の上、「義肢等補装具旅費支給承認・不承認決定決議書」により承認決定等を行い、その旨を「義肢等補装具旅費支給承認･不承認決定のお知らせ」（様式第 10 号(2)）により通知するものとする。

ウ　所轄局長は、旅行の必要性について義肢採型指導医等に対して意見を求める必要があると認める場合には、「意見照会書」（様式第 20 号）により照会を行い、「意見照会に対する回答書」（様式第 21 号）の提出を受けることとする。

エ　承認決定等の内容に変更があった場合には、その旨を「義肢等補装具旅費の変更決定のお知らせ」（様式第 10 号(3)）により通知するものとする。

オ　承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法等の適用に関しては、上記８の（４）アと同様に取り扱うこととする。

（４）旅費の概算払い

ア　所轄局長は、旅行前に旅費の支給を希望する労働者について、当該労働者の経済的事由により精算払いでは旅行することが困難であると認められる場合に限り、概算払いの承認決定を行うことができる。

イ　旅費の概算払いを受けた者は、旅行期間経過後、「義肢等補装具旅費精算申請書」（様式第 11 号）を所轄局長に提出し、精算を行う。

ウ　旅費の概算払いを受けた者が、相当期間経過するも旅行せず、又は旅行しないことが確実となったときは、所轄局長は当該者に支給済の旅費を返納させる。

（５）旅費の支出事務

旅費に要する費用は、（項）社会復帰促進等事業費（目）社会復帰促進等旅費から支出することとし、支出事務については、上記 14 の（２）に準じて取り扱う。

16　申請者等に対する請求内容の事実確認

所轄局長は、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給決定を行うに当たり、必要に応じて、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（様式第８号(1)）の記載内容（義肢等補装具の種目、型式、個数等）と、義肢等補装具事業者から申請者に引き渡された義肢等補装具の内容（種目、型式、個数等）が相違していないかを、申請者及び義肢等補装具事業者に事実確認する。

17　義肢等補装具に係る費用の返還

所轄局長は、偽りその他不正の手段により義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給を受けた者があるときは、当該費用の全部を返還させることができる。

18　社会復帰促進等事業原票の記載

所轄局長は、被災労働者ごとに支給状況を明らかにするため社会復帰促進等事業原票に記載を行う。

19　被災労働者に対する周知

労働基準監督署長は、被災労働者の障害（補償）等給付又は傷病（補償）等年金の支給決定及び治ゆ等の時期をとらえて、義肢等補装具の購入費用又は修理費用の支給対象者となり得る被災労働者に対し、当該費用の支給に関する資料を交付し説明する等により制度の周知を行う。

20　施行期日

（１）平成 25 年５月 16 日付け基発 0516 第２号による改正後の本要綱は、平成 25 年５月 16 日から施行し､改正後の要綱３及び４並びに９の（１）､９の（３）及び９の（４）の義肢等補装具の支給又は修理に係る改正については、施行後の申請に係る義肢等の支給又は修理について適用する。ただし、別表２－２の義肢等の支給又は修理に係るものについては、施行後に支出決定を行うものから適用する。

（２）平成 25 年 11 月５日付け基発 1105 第１号による改正後の本要綱は、平成 25 年 11 月 11 日から施行する。

なお、施行日前に受け付けた申請書については、改正前の要綱に基づき承認等の事務処理を行い、都道府県労働局において支出事務を行う。

（３）平成 26 年３月 31 日付け基発 0331 第 17 号による改正後の本要綱は、平成 26 年４月１日から施行し、平成 26 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

（４）平成 26 年４月 21 日付け基発 0421 第２号による改正後の本要綱は、平成 26 年４月１日から施行し、平成 26 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

（５）平成 26 年７月２日付け基発 0702 第３号による改正後の本要綱は、平成 26 年４月１日から施行し、平成 26 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入･修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

（６）平成 27 年５月 12 日付け基発 0512 第６号による改正後の本要綱は、平成 27 年４月１日から施行し、平成 27 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

（７）平成 28 年３月 25 日付け基発 0325 第 41 号による改正後の本要綱は、平成 28 年４月１日から施行し、同日以降受け付けた請求書又は「義肢等補装具旅費支給申請書」に適用する。

（８）平成 28 年５月 10 日付け基発 0510 第１号による改正後の本要綱は、平成 28 年５月 10 日から施行し、平成 28 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

（９）平成 28 年６月 22 日付け基発 0622 第３号による改正後の本要綱は、平成 28 年６月 22 日から施行し、平成 28 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

(10) 平成 29 年４月 21 日付け基発 0421 第 17 号による改正後の本要綱は、平成 29 年４月 21 日から施行し、平成 29 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

(11) 平成 30 年５月 14 日付け基発 0514 第 40 号による改正後の本要綱は、平成 30 年５月 14 日から施行し、平成 30 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

(12) 令和元年５月 20 日付け基発 0520 第２号による改正後の本要綱は、令和元年５月 20 日から施行し、平成 31 年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。ただし、平成 31 年４月１日から令和元年５月 19 日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本要綱の改正後の価格が改正前の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。

(13) 令和元年９月 30 日付け基発 0930 第１号による改正後の本要綱は、令和元年 10 月１日から施行し、同日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

(14) 令和２年６月９日付け基発 0609 第１号による改正後の本要綱は、令和２年６月９日から施行し、令和２年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。ただし、令和２年４月１日から令和２年６月８日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本要綱の改正後の価格が改正前の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。

(15) 令和３年８月３日付け基発 0803 第２号による改正後の本要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。ただし、令和３年４月１日から令和３年８月２日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関し

て、本要綱の改正後の価格が改正前の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。

(16) 令和４年６月 17 日付け基発 0617 第２号による改正後の本要綱は、令和４年６月 17 日から施行し、令和４年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。ただし、令和４年４月１日から令和４年６月 16 日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本要綱の改正後の価格が改正前の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。

(17) 令和５年７月 10 日付け基発 0710 第２号による改正後の本要綱は、令和５年７月 10 日から施行し、令和５年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。ただし、令和５年４月１日から令和５年７月９日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本要綱の改正後の価格が改正前の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合は、改正前の価格を適用して差し支えないこと。

(18) 令和６年６月 27 日付け基発 0627 第１号による改正後の本要綱は、令和６年６月 27 日から施行し、令和６年４月１日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。ただし、令和６年４月１日から令和６年６月 26 日までに交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に関して、本要綱の改正後の価格が改正前の価格を下回る完成用部品について改正前の価格で費用請求された場合には、改正前の価格を適用して差し支えないこと。

(19) 令和７年３月31日付け基発0331第５号による改正後の本要綱は、令和７年４月１日（以下「基準日」という。）から施行する。令和７年３月31日付け基発0331第５号による改正後の要綱の15の規定は、基準日以後に出発する旅行及び基準日以後に完了する旅行のうち基準日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち基準日前の期間に対応する分については、なお従前の例によること。